

エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百三十一号）の一部を改正する件（案）（下線部分は改正部分）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることのできる構造計算を次のように定める。

第一～第七（略）

第八 屋根ふき材、安全上重要である天井（令第八十二条の五第七号に基づき、国土交通大臣が定めるものをいう。）、外装材及び屋外に面する帳壁については、次の各号に定めるところによる。

一 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の地震力を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第一号に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
この場合において、同告示第十一第一号ロ中「令第八十二条の五第三号の規定」とあるのは「第四第四号の規定」と、同号ロ(1)及び(2)中「令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、」とあるのは「第四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時に」と、同号ロ(3)中「令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、」とあるのは「第四第四号の規定によって」と読み替えるものとする。

二 安全上重要である天井が、平成十二年国土交通省告示第千四百五十七号第十一第二号の規定に基づく構造計算によって荷重及び外力に対し構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、同号イ中「令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して」とあるのは「第四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時」と読み替えるものとする。ただし、平成二十五年国土交通省告示第●●●号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもので、第四第四号の規定により求めた建築物の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、当該認定に係る天井の構造耐力上の安全性を確保できる割合）以下であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第九 令第八十二条の五第八号の規定によること。